

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例

昭和53年3月2日条例第7号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

（分限の手続及び効果）

第2条 分限の手続及び効果については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和52年矢巾町条例第5号）の定めるところによる。

（補則）

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。